

学会認定集中治療施設に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学会認定集中治療施設に関し、必要な事項を定める。

(学会認定集中治療施設の要件)

第2条 日本集中治療医学会は、次の各項のすべての条件を満たしており、わが国の集中治療医療提供体制の充実のために、十分な機能を備えていると判断される施設(ユニット)を、学会認定集中治療施設として認定する。

- (1) 当該施設の責任者は原則として日本集中治療医学会が認定した集中治療科専門医であること。
- (2) 厚生労働省の特定集中治療室管理の施設基準（保険局長通知保発第8号、以下「厚生労働省施設基準」と略す）、またはこれと同等以上の基準を満たしていること。

(学会認定集中治療施設の認定)

第3条 学会認定集中治療施設の認定を得ようとする施設は、申請書類をICU機能評価委員会に提出する。

- 2 理事長は、ICU機能評価委員会が適切と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

(学会認定集中治療施設の認定有効期間と更新)

第4条 学会認定集中治療施設の認定有効期間は認定証書交付の日から1年とする。引続き学会認定集中治療施設の認定を得ようとする施設は、ICU機能評価委員会へ年次施設調査報告を提出しなければならない。

- 2 ICU機能評価委員会は、毎年、学会認定集中治療施設の年次施設調査を評価し、認定継続可否を判断の上、その結果を理事長に報告する。
- 3 理事長は、ICU機能評価委員会が学会認定集中治療施設として、更新することに適切と認めた施設を、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

(学会認定集中治療施設の認定の喪失)

第5条 学会認定集中治療施設は次の各項の理由によりその認定を喪失する。

- (1) 学会認定集中治療施設の認定を辞退したとき。
- (2) 第14条に定める条件に該当しなくなったとき。
- (3) 学会認定集中治療施設の認定を更新する手続きが行われなかったとき。

(改定)

第6条 この細則は理事会の議により改定することができる。

付則

この改定は、2024年12月20日から施行する。